

## 制度規則改定のお知らせ

(2017年6月9日付)

認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則の改定により、受験および更新において、以下が変更となりました。なお、詳細については制度規則を参照ください。

内容	改定前	改定後による変更事項
受験者の資格		染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上有すること
認定の更新	日本臨床衛生検査技師会または日本染色体遺伝子検査学会会員を継続していること	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本臨床衛生検査技師会<u>および</u>日本染色体遺伝子検査学会会員を継続していること。 (臨床検査技師資格を有する者は日本臨床衛生検査技師会および日本染色体遺伝子検査学会の両会員であること)</li><li>・更新期間内に「日臨技生涯教育研修制度」を修了していること。ただし、日本染色体遺伝子検査学会から申請のあった臨床検査技師の国家資格を持たない会員については、日臨技生涯教育研修制度は適用しない。</li><li>・更新期間内に日臨技会員となった場合、「更新延免申請書」を提出すれば日臨技生涯教育研修制度を終了するために最長5年間猶予される。なお、猶予された期間は認定期間から差し引かれる。</li></ul>
審査基準単位		著書における著者 8単位 著書における共著者 3単位

# 認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則

## 第一章 総則

- 第一条 認定臨床染色体遺伝子検査師制度は、臨床に関わる染色体遺伝子検査の適切な利用と検査結果を最大限に診療に反映させるために、専門知識および高度な技術に対応できる検査資格者の育成を図り、染色体遺伝子検査の発展と普及を促進することを目的とする。また、染色体遺伝子検査の精度保証を通して医療の安全と患者の安心を守り、国民医療の向上に寄与することを目的とする。
- 第二条 この制度は、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会認定センター（以下、認定センターと略す）運営規定に基づいて実施する。
- 第三条 この制度に必要な具体的な内容ならびに実施に関する全ての事項を作成するために、認定臨床染色体遺伝子検査師制度審議会（以下、審議会と略）を設置する。
- 第四条 審議会には日本臨床衛生検査技師会（以下、日臨技と略）、日本染色体遺伝子検査学会から委員を選出し、各団体から5名以内で合計10名以内とする。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員長・副委員長は委員の互選で選出し、委員長は日臨技認定制度協議会委員として職務を果たし、また、委員長が職務を遂行できない場合は副委員長が代行する。
- 第五条 この制度に必要な具体的な内容ならびに実施に関するすべての事項を作成するために、ワーキンググループを審議会内に設置する。

## 第二章 認定臨床染色体遺伝子検査師申請者の資格

- 第六条 認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満たす者であること。
1. 3年以上継続して日臨技または日本染色体遺伝子検査学会の会員であり、日臨技会員は日臨技生涯教育研修制度を修了していること。ただし、日本染色体遺伝子検査学会から申請のあった臨床検査技師の国家資格を持たない会員については、日臨技生涯教育研修制度は適用しない。
  2. 染色体遺伝子検査に関する学術活動を、別表による単位で30単位以上取得していかなければならない。
  3. 染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上有すること。

## 第三章 認定臨床染色体遺伝子検査師の認定

- 第七条 資格審査および認定試験は、認定臨床染色体遺伝子検査師制度協議会の責任において実施する。
- 第八条 認定臨床染色体遺伝子検査師認定証の有効期限は5年間とし、認定臨床染色体遺伝子検査師制度の水準を保持するため、認定更新制度を施行する。

## 第四章 認定更新

- 第九条 5年ごとの認定更新は有効期間の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料

を添えて、認定期限の 1 カ月前までに次の各項の書類を認定センターに提出しなければならない。更新期限が切れた資格の追認は行わない。

第十条 5 年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 別表による単位を 50 単位以上取得していなければならぬ。
2. 継続して日臨技および日本染色体遺伝子検査学会の会員であること。
3. 更新期間内に「日臨技生涯教育研修制度」を終了していること。ただし、日本染色体遺伝子検査学会から申請のあった臨床検査技師の国家資格を持たない会員については、日臨技生涯教育研修制度は適用しない。
4. 更新期間内に日臨技会員となった場合、「更新延免申請書」を提出すれば日臨技生涯教育研修制度を終了するために最長 5 年間猶予される。なお、猶予された期間は認定期間から差し引かれる。

第十一条 不慮の事故や療養、出産および海外出張などにより、履修期間に猶予が必要な場合は、「更新延免申請書」と所属長や職場長の証明書を提出しなければならない。審査は審議会で行う。

## 第五章 認定臨床染色体遺伝子検査師の資格喪失

第十二条 協議会会长は、認定臨床染色体遺伝子検査師としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、認定臨床染色体遺伝子検査師の資格を審議会ならびに協議会の議決を経て取り消すことができる。

## 第六章 規則の改廃

第十三条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、協議会の承認を受けなければならない。

## 第七章 補則

第十四条 この規則は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

第十五条 この規則は平成 28 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

第十六条 この規則は平成 29 年 6 月 9 日から一部改正し施行する。

別表 認定臨床染色体遺伝子検査師制度審査基準単位

		著者	共著者
論文	査読のある雑誌に掲載された遺伝子・染色体検査に関する学術論文	10 単位	3 単位
	その他の雑誌に掲載された遺伝子・染色体検査に関する学術論文	8 単位	3 単位
著書*	遺伝子・染色体に関する著書	8 単位	3 単位
学会	遺伝子・染色体検査に関する内容の学会発表	5 単位	2 単位
	日臨技全国学会・日本染色体遺伝子検査学会に参加	10 単位	
	日臨技支部・都道府県技師会が主催する学会に参加	5 単位	
	上記以外、審議会で認めた他の学会への参加	3 単位	
研修会	日臨技・日本染色体遺伝子検査学会が主催する全国研修会への参加	8 単位	
	日臨技支部・都道府県技師会・日本染色体遺伝子検査学会支部が主催する研修会への参加	5 単位	
	その他の学術団体が主催する研修会への参加	3 単位	
講師	日臨技・日本染色体遺伝子検査学会・各支部および都道府県技師会が主催する研修会の講師	5 単位	

\*著書における著者は、分担執筆で担当した執筆者で、その共著者は分担執筆で執筆者と共同した分担者とする。